

変更前 (変更点の下線)

平成27年4月28日施行  
令和 年 月 日変更

# 送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点の下線)

平成27年4月28日施行  
令和 年 月 日変更

# 送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点に下線)

(変更履歴)  
 平成27年4月28日施行  
 平成27年8月31日変更  
 平成28年4月1日変更  
 平成28年7月11日変更  
 平成28年10月18日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年9月6日変更  
 平成30年6月29日変更  
 平成30年10月1日変更  
 平成31年4月1日変更  
 令和元年7月1日変更

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)  
 平成27年4月28日施行  
 平成27年8月31日変更  
 平成28年4月1日変更  
 平成28年7月11日変更  
 平成28年10月18日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年9月6日変更  
 平成30年6月29日変更  
 平成30年10月1日変更  
 平成31年4月1日変更  
 令和元年7月1日変更  
令和 年 月 日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>附則 (平成28年7月11日)  (需給関連情報 (需給実績) の公表)</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、別表13-1 (f) に定める需給関連情報 (需給実績) の公表については、一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。</p>	<p>附則 (平成28年7月11日)  (需給関連情報 (需給実績) の公表)</p> <p>第2条 削除</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (令和 年 月 日)  (施行期日)</p> <p>第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(特定負担計画コードの申請)</p> <p>第2条 本機関は、東北東京間連系線等における増強工事または運用容量の拡大対策の特定負担による値差精算の対象となり得る者 (以下本条及び次条においては「値差精算対象者」という。) が、値差精算権利を受けようとする場合、又は特定負担計画対象者が特定負担計画を第三者に承継する場合には、当該値差精算対象者又は当該第三者は、広域機関システムで使用する特定負担計画を特定する番号 (以下「特定負担計画コード」という。) の発行を本機関に申請しなければならない。</p> <p>2 本機関は、前項の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った値差精算対象者又は第三者に対し特定負担計画コードを発行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(値差精算権利に係る申請)</p> <p>第3条 値差精算対象者が、値差精算権利の付与を受けようとする場合、本機関に値差精算権利に係る申請をしなければならない。</p> <p>2 特定負担計画対象者は、前項に基づき申請した内容に変更が生じた場合、本機関に変更申請をしなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(特定負担更新計画の提出)</p> <p>第4条 特定負担計画対象者は、本機関が特定負担計画を管理し、特定負担可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、30分単位の断面の特定負担更新計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により特定負担計画の値が減少するとき</p> <p>二 事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意又は同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画の変更等により特定負担計画の値が減少するとき</p> <p>三 特定負担計画に対応する需要等の減少の見込み等により特定負担計画の値が減少するとき</p> <p>四 その他特定負担計画の値が減少することが明らかになったとき</p> <p>2 特定負担更新計画の提出期限は、特定負担による値差精算の対象日の前々日12時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(特定負担による値差精算の利用状況等の確認への対応)</p> <p>第5条 特定負担計画対象者は、特定負担による値差精算の利用状況等の確認を行うため、本機関が特定負担計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。</p> <p>2 特定負担計画対象者は、本機関が将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
(新設)	<p data-bbox="1478 121 2030 159"><u>(短工期対策の特定負担者の取扱い期間)</u></p> <p data-bbox="1457 163 2822 289"><u>第6条 東北東京間連系線における運用容量の拡大対策（以下「短工期対策」という。）の特定負担者の取扱いの期間は、短工期対策後の使用開始日から増強工事後の東北東京間連系線の使用開始日の前日までとする。</u></p>